

控 訴 状

令和6年4月4日

東京高等裁判所 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

控訴人ら訴訟代理人弁護士

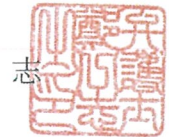
高 田



同

鄭

一



同

河 村



同

我 妻

崇



同

以 元

洋



同

山 城

在



同

坂 井

同

丸 山

浩

1

国家賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 1000万円

貼用印紙額 7万5000円

上記当事者間の東京地方裁判所令和4年(ワ)第30955号国家賠償請求事件について、令和6年3月21日に言い渡された判決は全部不服であるから、控訴人らは控訴する。

原判決主文の表示

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す
 - 2 被控訴人は、控訴人相嶋■■■■■に対し、500万円及びこれに対する令和5年1月13日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
 - 3 被控訴人は、控訴人相嶋■■■■■に対し、250万円及びこれに対する令和5年1月13日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
 - 4 被控訴人は、控訴人相嶋■■■■■に対し、250万円及びこれに対する令和5年1月13日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
 - 5 訴訟費用は第一審、第二審とも被控訴人の負担とする
- との判決を求める。

控訴の理由

追って控訴理由書で主張する。

添付書類

控訴状副本	1 通
訴訟委任状	3 通

以上

別紙 当事者目録

〒 [REDACTED]

控訴人（第一審原告） 相嶋 [REDACTED]

〒 [REDACTED]

控訴人（第一審原告） 相嶋 [REDACTED]

〒 [REDACTED]

控訴人（第一審原告） 相嶋 [REDACTED]

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア イーストタワー19階

和田倉門法律事務所（送達場所）

電 話 03-6212-8100 FAX 03-6212-8118

控訴人ら訴訟代理人弁護士 高田 剛

同 鄭 一志

同 河村 尚

同 我妻崇明

同 以元洋輔

同 山城在生

同 坂井 萌

同 丸山浩祐

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人（第一審被告） 国

上記代表者法務大臣 小泉龍司

以上